

【別府市食物アレルギー対応給食調理場整備事業】入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問内容	回答
1	仕様書	2	第1章	3	(4)	ア		諸条件	主要用途が改修後、工場となりますが、建築基準法48条許可申請となるのでしょうか。その手続きは受注者が行うとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	契約書 (案)	1	4					工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯	仕様書記載の通りとありますが、施工計画書提出による内容と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。